

# 第4期ねやがわ男女共同参画プラン

寝屋川市

平成23(2011)年3月

## はじめに



寝屋川市は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき」男女共同参画社会の実現に向けて、平成14(2002)年3月に「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」、平成19(2007)年3月に「改訂 第3期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し、これまでさまざまな施策を進めてまいりました。

この間、少子高齢社会のさらなる進行や家族形態の多様化などの社会状況、配偶者暴力防止法をはじめとした法律の改正など、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化いたしました。

このような中、引き続き固定的な性別役割分担意識の解消などを図る施策を推進するとともに、新たな課題などにも対応していくため、平成23年度からの10年間を計画期間とする「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定いたしました。

このプランでは、寝屋川市の男女共同参画に関する推進すべき基本方向とそれに基づく具体的施策を明らかにするとともに、男女共同参画社会基本法を踏まえ、「行政の役割」や「市民・地域社会、企業の役割」を示しています。

今後とも、だれもが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会をつくるため、市民のみなさまや各種関係機関の方々と協働して施策を進め、「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」の実現に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、このプランの策定にご尽力いただきました寝屋川市男女共同参画審議会委員をはじめ、貴重なご意見、ご協力を賜りました多くの市民のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成23(2011)年3月

寝屋川市長 馬場 好弘

# 目次

## 第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定に当たって	2
2. 基本理念	2
3. プランの目指す姿	4
4. プラン策定の背景	4
(1) 国際的・国内的な動き	4
(2) 寝屋川市の取組（第3期ねやがわ男女共同参画プランの推進期間を終えて）	5
5. プランの概要	6
(1) プラン策定の経緯	6
(2) プランの位置付け	6
(3) プランの構成	7
(4) プランの期間	7

## 第2章 市の男女共同参画に関する現状

1. 依然として低い 男女の地位の平等感	10
2. 人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行	11
3. 家族形態の多様化、意識の変化	13

## 第3章 プランの体系

1. プランの体系図	16
2. 基本目標と施策の方向	19
I. 男女が共に参画する社会づくり	19
II. 男女共同参画社会実現に向けた文化の創造	23
III. 働く場での男女共同参画の推進	33
IV. 仕事と生活の調和の実現	39
V. あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備	43
VI. 生涯を通じた心と身体健康づくり	51
VII. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	54

## 第4章 プランの推進

1. 男女共同参画推進体制の確立	64
2. 市民・関係機関等との連携	65
3. プランの進行管理	65
目標値を設定する施策	65

参考資料	68
------	----